

障発1221第2号  
平成29年12月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」の  
一部改正について

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度の認定については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知。以下「本通知」という。）により実施されているところであるが、今般、血液器疾患等について近年の医学的知見等を踏まえ、別紙のとおり本通知の一部を改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、通知する。

については、貴管内の市町村及び関係機関に対して周知をお願いする。

なお、平成30年4月1日以降においては、本通知により改正された障害児福祉手当認定診断書及び特別障害者手当認定診断書に基づき障害程度の認定を行う必要があるため、その取扱いに遺漏なきようお願いする。